

参 考 資 料

平成 20 年 6 月 18 日

金 融 庁

決済に関する論点の中間的な整理について<抜粋>
(決済に関する研究会)

II 決済に関する新しいサービス

4. 電子マネー

現在、電子マネーと名づけられた様々なサービスが提供されているが、電子マネーについては、確たる定義があるものではない。このため、電子マネーを定義することによって制度整備を図る必要があるとの考え方がある²⁹。他方、どのようなものを電子マネーと定義するかは呼称の問題であり、電子マネーという概念から直ちに何らかの結論が導かれるものではなく、どのような機能を有する決済手段・決済媒体に対して、どのような制度整備を行うかを検討することが必要であるとの考え方もある。

電子マネーとして、現金、銀行預金以外の、電子的に発行される決済手段を念頭に置けば、発行者が、①現金、銀行預金（資金）を受け取って発行するもの（資金の裏づけがあるもの）と、②資金を受け取らずに発行するもの（資金の裏づけがないもの）とが考えられる。なお、少額に限定された新しいクレジット・カードが電子マネーと呼ばれることもあるが、クレジット・カードは決済媒体ないし指図手段であることから、ここでの整理では、電子マネーとしていない。

資金の裏づけのあるものについては、紙・ICチップに記録されるものであれば前払式証票規制法による規制があるが、インターネット上のサーバに記録されるもの（サーバ型）であれば同法による規制は現状では及ばない。同法と同様の規制を及ぼすことが必要と考えられるが、これで制度整備が十分であるかの検討も必要である。サーバ型について、換金・返金が自由に行われる場合や資金移動サービスが行われる場合など銀行預金と同様の決済手段として利用されうる場合には、現在の前払式証票規制法と同程度の規制では不十分と考えることもできる。この場合に、受け取った資金の全額について安全資産（及び流動資産）への運用を義務づければ、いわゆるナローバンク³⁰と異ならないとも考えられる。また、上限が設けられ小口の利用に限定される場合には、銀行預金のような機能まで果たすことはなく厳格な規制は必要ではないとも考えられる。

資金の裏づけのないものについては、ポイントについて決済手段としての保護について検討するのと同様の検討が必要となると考えられる。

5. ポイント・サービス

ポイントには、財・サービスの販売金額の一定割合に応じて発行されるものや、来場や利用ごとに一定額が発行されるものなど多種多様なものがある。また、ポイントを利用して、景品への交換、商品の割引購入、前払式証票や現金・預金債権の取得等を行えるなど、ポイントによって得られる商品も多種多様である。さらに、ポイントの交換を行うサービスも提供されている。ポイントが電子的に発行・管理されることで、景品交換等に利用されるに止まらず、決済に利用される機会が増えていることから、決済との関係について検討を行う必要があると考えられる。

利用者がポイントを受け取る際に対価を支払っているかどうかに着目し、対価が支払われているとすれば、ポイントを資金前払サービスとして考え、利用者保護等について検討を行う必要性が高いと考えられる。対価が支払われておらず、利用者が景品・おまけとして受け取っているとすれば、利用者保護等について検討を行う必要性は高くないと考えられる。しかし、景品・おまけであるとしても財・サービスの購入等にあってポイントの獲得が考慮されているとすれば、資金前払サービスと同じ程度ではないとしても、利用者保護等について検討を行う必要性があるとも考えられる。このため、まず、ポイントが利用者からの対価を得て発行される場合はどのような場合であるかを整理することが必要である³¹。特に、昨今盛んに行われているポイントの交換をどう位置づけるかという問題がある。通常無償で交付されているポイント(a)、(b)について、(a)を(b)に交換する場合、利用者は(b)を得るために(a)を対価として支払っていると考えれば、(b)を発行する事業者は、利用者から対価を得て発行していると考えることができる。他方、景品・おまけとして得た(a)が、(b)に交換されるとしても、景品・おまけとしての性格に変わりはなく、(b)も景品・おまけとして発行されていると考えることもできる。

次に、ポイントが決済手段としての機能を有するかどうかに着目し、他のポイントへの交換が広く認められるなど流通性・汎用性を有する場合に、決済手段としての保護について考えることができる³²。この点について、ポイントは顧客囲い込み等の目的のために発行されるものであり、事業者がポイントに過度の流通性・汎用性を与えることは考えにくいという見方ができる。また、合理的な企業行動をとれば過度なポイント発行は行われにくいと、利便性やイノベーションを阻害しないよう事業者の自主的な取組みに委ねることが適当との見方もできる。他方、当事者が想定しない形でポイントが発展し、高い流通性・汎用性が生じるとの見方もある³³。ポイントが、いつでも何にでも交換可能となるような汎用性を持てばそれ自体が通貨となりうる。通貨に至らないまでも決済手段としての性格が強まるとすれば、それに応じた利用者保護、ルールの整備等の必要性が増すとも

考えられる。特に、換金性が高い場合には、ポイントの送付によって実質的な送金を行うことが可能であることから、このようなサービスについては、資金移動サービスと同様の検討が必要と考えられる。

このほか、ゲームに利用されるポイント（ゲーム・ポイント）をどう考えるかという問題もある。特にインターネットで利用されるゲーム・ポイントについては、海外では、ゲームだけでなくサイト内での財・サービスの購入への利用や、換金ができるものも現れている。現状では大きな問題は生じていないとの見方もできるが、他方、一般のポイント・サービス以上に決済手段として用いられる可能性が高いとの見方もできる。ゲーム・ポイントの利用も様々である。月額課金で一定のゲーム・ポイントが付与される場合や、リアルマネートレード³⁴で事業者がゲーム・ポイントを提供している場合等については、ゲーム・ポイントが利用者から対価を得て発行されているとみられる場合もあると考えられる。この場合には資金前払サービスとして検討することも必要となると考えられる³⁵。

なお、ポイント発行については、会計基準³⁶が適切に定められ、それに則り会計処理が適切に行われることが重要である。この会計基準の如何によってポイント・サービスの性格が異なるのか、会計処理とは別に資産保全等の制度整備が求められるのかについて検討することも考えられる。

²⁹ 電子マネーの定義として、例えば次のものがある。

- ・「決済手段の電子化の仕組みにおいて貨幣価値を有するものとされるデジタル・データ」（「電子マネー及び電子決済に関する懇談会報告書」平成9年5月23日）
- ・「POS 端末経由で、または2つの機器間の直接転送で、もしくはインターネット等のオープン・コンピューター・ネットワーク上で、支払いを行う「ストアード・バリュー型」ないしプリペイドの支払メカニズム」（「電子バンキングおよび電子マネー業務のリスク管理（日本銀行仮訳）」平成10年3月20日バーゼル銀行監督委員会）
- ・「利用者から受け入れられる資金に応じて発行される電磁的記録を利用者間で授受し、あるいは更新することによって決済が行われる仕組み、または、その電磁的記録自体」（「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会報告書」平成10年6月17日）。
- ・「発行者に対する債権によって表章された金銭的価値であり、①電子的な媒体に蓄積され、②発行される金銭的価値の額を下回らない額の資金を受領することにより発行され、③発行者以外の者によって支払手段として受け入れられるもの」（EC電子マネー指令1条3項(b)）
- ・「証券、電子器機その他の物に電磁的方法により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。）」（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号ハ。ただし、政令は定められていない）

³⁰ 銀行の機能を2つに分けて、決済サービスのみを提供するものと、貸付を行うもの（貸付会社）とに分け、前者をナローバンク（狭義の銀行）というものである。コアバンクとも呼ばれる。ナローバンクについてのみ保有資産を安全資産（及び流動資産）に限定するほか、預金保険の対象とする等の厳格な規制によって資金決済システムを守る一方、貸付会社については規制を緩和し自由化することが唱えられる。1930年代の大恐慌後のアメリカで議論・提案され、その後は、1980年代における銀行倒産多発を契機として、その構想が決済の安定性維持を主張する論者から折に触れ主張されている。「決済機能の安定確保のための方策について」（平成14年9月5日金融審議会）においても、安全な決済手段を確保するための異なる選択肢として、「いわゆるナローバンク論に立脚したナローバンク勘定ともいふべき「決済用預金」の保護の仕組みを制度設計することが考えられる」とされている。

³¹ 例えば、現在、ある事業者(A)が他の事業者(B)から対価を得てポイント(a)を発行していても当該他の事業者(B)が無償でポイント(a)を交付している場合には、利用者は対価を支払わずにポイント(a)を受け取っていると考えられることから、前払式証券規制法の適用はないとの取扱いが行われている。

³² ポイント発行事業者が関与しないところで交換が可能なポイントがあるとすれば、交換業者については、ポイントが有価証券や金券に類似するものであれば、それを有償で売買する業者として扱うことが考えられる。ただし、現在提供されている電子的なポイントを交換するサービスは、発行事業者が関与している。例えば、消費者がポイント(a)を(b)に交換する場合には、(b)の発行事業者は消費者から(a)を得て(b)を交付することとなり、(a)の発行事業者から(a)に相当する対価が支払われるのが通例である。

³³ 流通性・汎用性の判断については、サービスの対象とする財・サービスが広範なものであるか、利用方法が容易なものであるかなどが考えられる。この場合、利用者数、発行残高など外形的な基準によることも考えられる。

³⁴ リアルマネートレードとは、オンラインゲーム内の通貨やアイテムを現実の通貨(円、ドル等)で取引することをいう。
³ 次元の仮想空間の中でゲーム参加者が自身の分身を用いて現実世界と同様の生活を営むことができるオンラインゲームがインターネット上で国境を越えて提供されているものがあり、ゲーム通貨がゲーム内で現実の通貨のように用いられている。

³⁵ 現行の前払式証票規制法においては、ゲーム用コインは使用場所が限定されていること等から適用が除外されている。インターネットで利用されるゲーム・ポイントについても同法の適用を及ぼす場合には、従来の整理が妥当かについても検討が必要と考えられる。

³⁶ 例えば、10万円の商品の販売に際して10%(1万円相当)のポイントを付与する場合、①10万円を売上げとし、将来利用が見込まれる金額を費用計上する処理、②9万円を売上げとし、1万円の負債計上を行う処理等が考えられる。

新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について〈抜粋〉

金融審議会 金融分科会 情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ

4. 電子的支払サービスに関する今後の検討課題

電子的支払サービスは、技術革新やビジネスモデルの変化を伴いながら今後とも普及が進むことが予想され、その普及如何によっては一層汎用的なものとして社会的信認が高まる可能性を有するところである。また、こうした電子的支払サービスがわが国の将来的な決済システムの姿に影響を与える可能性もあると考えられる。

さらに、電子的支払サービスにおいては、急速な情報技術革新に伴って、利用者のニーズに応じた多様なサービスを提供することが技術的に可能となってきているが、他方で、そうした新しいサービスに関し、従来の法制上の枠組みにおいて法的な整理が難しい課題が生じつつあるとも考えられる。

このような状況も踏まえ、利用者が安心して民間事業者から利便性の高いサービスの提供を受けられ、かつ、民間事業者の側においても利用ニーズに応じた多様なサービスを創意工夫によって発展させることができるような環境の整備を適切に進めていく必要がある。

こうした観点から、政府においては、今後の電子的支払サービスの動向等を見据え、情報技術革新に伴うサービスの発展を阻害することのないよう配慮しながら、諸外国の状況等も踏まえつつ、特に以下に示されたような課題に関して、今後、どのように取り組んでいくべきかについて、引き続き検討を進める必要があると考えられる。

(1) サービス提供者破綻時の利用者保護

現在、ICチップを利用した電子的支払サービスについては、金額情報の記録された証票等が存在し、前払式証票規制法の適用を受けるため、サービス提供者が破綻した場合において一定の利用者保護が図られることとなる。他方、電子的価値の金額情報をサービス提供者側のサーバのみで管理するタイプの電子的支払サービスについては、金額情報の記録された証票等に当たるものが存在せず、同法が適用されない状況となっているが、このようなサービスに関してサービス提供者が破綻したケースにおいて、どのように適切な利用者保護を図るべきかについて検討する必要があると考えられる。

(2) 電子的支払サービスに関する当事者間の責任分担のあり方等

電子的支払サービスに関し何らかのトラブルが生じた場合、例えば、システム障害等により金額情報の滅失・毀損又は決済の未了・遅延等が生じた場合、なりすまし・ハッキング等により電子的価値の無権限使用が生じた場合等におけるサービス提供者と利用者等との間の責任分担のあり方について、利用者保護及び電子的支払サービスに関する信認確保の観点から検討する必要があると考えられる。

また、これに関連して、電子的支払サービスにおける弁済の効力発生時点に関する取扱いの明確化についても、電子的支払サービスに関する信頼性及び法的安定性の確保等の観点から検討される必要がある。

(3) 電子的支払サービスのあり方について

本WGによる議論においては、情報技術革新に伴い電子的支払サービスが発展・多様化する中で、例えば、利用者がその電子的価値を他の利用者に移転することを可能とするサービスや、利用者がその電子的価値についてサービスの提供者から換金を受けるサービスなどが行われることにより、電子的支払サービスの利便性が一層高まるのではないかなどの指摘があったところである。

これらのサービスについては、銀行法上の「為替取引」や出資法上の「預り金」など関連する現行の法制や実務との関係の整理をする必要があるが、これに関連して、例えば、規制等のあり方を検討するに当たっては、十分な利用者保護が図られるようにすべきとの意見や、少額であり、かつ、決済システムの安定性に深刻な影響を与える懸念がないと判断される範囲でサービスを提供する場合には、その他の決済サービスとの間で、その取扱いに関して一定の差異を設けるなどの工夫も一案として考えられるのではないかとの意見があった。

したがって、今後、政府においては、こうした点を踏まえつつ、多様かつ安定した決済サービスの提供を可能とし、利用者を適切に保護するために望ましい電子的支払サービスのあり方について、諸外国における実態なども参考にしながら、積極的に検討を継続していくことが期待されるところである。